

# 大島・西沢記念基金規約

## 第一章 総則

### 第1条 (名称)

この基金は、慶應義塾大学児童文化研究会（以下 児研と略す。）の活動に対し、多大な貢献があった故 大島継治 氏ならびに故 西沢邦夫 氏を記念して、大島・西沢記念基金と称する。

### 第2条 (目的)

この基金は、児研の活動の維持および発展に寄与するために使用することを目的とする。

### 第3条 (募集)

この基金は、児研に在籍経験のある塾員の寄付，ならびに、本基金の目的に賛同する有志の寄付によって、継続的に構成する。

- ② 寄付金の出納処理は、原則として、所定の郵便局口座または銀行口座を通じて行なう。

### 第4条 (運営)

この基金の運営は、大島・西沢記念基金運営委員会（以下 委員会と略す。）が行なう。

- ② 委員会は、その運営状況を、慶應義塾大学児童文化研究会三田会（以下 児研三田会と略す。）の総会に、監事の意見を付して報告する。

## 第二章 役員

### 第5条 (役員)

この基金に、次の役員を置く。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 委員長 | 1名  |
| (2) 委員  | 若干名 |
| (3) 監事  | 1名  |

- ② 委員会は、委員長と委員により構成される。

- ③ 役員は、これを名誉職とする。

### 第6条 (役割)

役員は、次のとおりに役割を分担する。

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 委員長は、 | 本基金の運営を総攬する。      |
| (2) 委員は、  | 委員長を補佐し、本基金を運営する。 |
| (3) 監事は、  | 本基金の収支を監査する。      |

### 第7条 (任免)

役員任免は、次による。

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| (1) 委員長は、 | 児研三田会の事務局長とする。      |
| (2) 監事は、  | 児研三田会の監事とする。        |
| (3) 委員は、  | 委員長が、これを委嘱する。       |
| (4) 委員は、  | これを委嘱した委員長とともに終任する。 |

## 第三章 基金の使用

### 第8条 (使用)

この基金の使用額は、年度ごとに児研に寄贈される。

### 第9条 (使用額の制限)

この基金の当該年度内における使用額は、その前年度における次の合算額(実収を伴うものに限る)の90%と50,000円との、どちらか多額な方以内に留める。

- |                     |
|---------------------|
| (1) 本基金への寄付金        |
| (2) 本基金の運用で得られた法定果実 |

### 第10条 (制限の特例)

前条の規定にかかわらず、使用額の制限を越えて本基金を使用する場合には、児研三田会の総会に付議して決定する。

第11条 (使途の報告)

児研は、この基金を使用した翌年度に、その使途と収支とを、委員会に報告する。

第四章 雑則

第12条 (解散)

委員会の設置が困難となる場合には、本基金の全額を児研に寄贈する。また、この基金の目的が達せられなくなる場合には、本基金の全額を児研三田会に寄贈する。その両者ともに困難となる場合には、直前の委員会が適当と認める公共の児童福祉施設に、本基金の全額を寄贈する。

第13条 (会計年度)

この基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第14条 (規約の改定)

本規約の改定は、児研三田会の総会に付議して決定する。

付則

この規約は、1985年5月1日より実施する。

この規約は、2002年に改定され、2002年6月30日より施行する。

この規約は、2004年に改定され、2004年6月27日より施行する。